

【風水害】台風18号に伴う防災情報（第3報）

平成29年9月18日 14:15

東北地方整備局災害対策本部は、平成29年9月18日5:10に発令した警戒体制（風水害）を同日14:15に注意体制（風水害）に移行します。

【理由】

道路支部における風水害の警戒体制が1支部（仙台）のみとなり、道路室が注意体制に移行したため。

<警戒体制をとっている支部>

- ・ 仙台河川国道事務所（道路）
- ・ 福島河川国道事務所（砂防）

平成29年9月18日 5:10

東北地方整備局災害対策本部は、平成29年9月17日21:10に発令した注意体制（風水害）を平成29年9月18日5:10に警戒体制（風水害）へ移行します。

【理由】

台風18号の影響により、道路3支部が連続雨量の基準値に達し、災害のおそれがあるため。

<警戒体制をとっている支部>

- ・ 三陸国道事務所（道路）
- ・ 仙台河川国道事務所（道路）
- ・ 福島河川国道事務所（道路、砂防）

平成29年9月17日 21:10

東北地方整備局災害対策本部は、平成29年9月17日21:10に注意体制（風水害）を発令します。

【理由】

台風18号の影響により、管内の港湾2支部（小名浜港湾、塩釜港湾）が注意体制に入り、港湾空港室が注意体制を発令したため。